

加東市自殺対策計画の策定案について(概要)

計画策定の背景

1 自殺対策基本法の一部改正(平成28年4月施行)

自殺対策は『生きることの包括的な支援』であり、『誰も自殺に追い込まれることのない社会』の実現を目指す。市区町村にも『自殺対策計画の策定』が義務付けられた。

社会制度(制度、計画等の枠組みの整備)、地域連携(包括的支援を行うための関係機関等による連携)、対人支援(個々人の問題解決に取り組む相談支援)の3つのレベルの有機的連携

計画の位置づけ

本計画は、『加東市総合計画』を上位計画とし、国の『自殺対策基本法』『自殺総合対策大綱』、県の『兵庫県自殺対策計画』、市の『加東市健康増進計画』など関連計画との整合を図るものとする。

計画策定の流れ

- 1 加東市の自殺実態プロフィール(統計データ)を活用、自殺リスクの高い集団を把握
- 2 加東市の事業のうち、自殺対策関連事業の把握(社会資源の棚卸し)
- 3 「いのちを支える自殺対策アンケート」を実施し、市民の意識などの実態を把握(平成30年4月)
- 4 厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引き」「事例集」等を踏まえ自殺対策計画の構成、事業、目標等検討、決定(平成30年度)計画期間(平成31年度から36年度)

【政策パッケージ】

自殺総合対策センターより提供される、地域特性を考慮した自殺対策案

国

新たな『自殺総合対策大綱』(概要)(平成29年7月閣議決定)

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
*自殺対策は、社会における『生きることの阻害要因』を減らし、『生きることの促進要因』を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させる。

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

*自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
*年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
*地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携、協働の推進

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する
- 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

第6 推進体制等

- 1 国における推進体制
- 2 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3 施策の評価及び管理
- 4 大綱の見直し

加東市の取り組み

基本施策

(基本パッケージ)

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の養成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

(加東市に推奨される重点パッケージ)

「加東市における自殺の特徴」「背景にある自殺の危機経路」の分析結果に基づく(自殺対策推進センター)

- ① 高齢者
- ② 生活困窮者
- ③ 無職者・失業者